

# 単品スライド条項の運用ルールの変更について

～ 工事請負契約書第26条第5項 ～

2022年 12月

あなたに、ベスト・ウェイ。



## 【運用ルールの一部を変更(R4.12.8～)】

- 受注者からの請求における、算定手順の運用ルールを変更

《これまでの運用ルール》

例) 受注者からの請求の場合

実勢単価に基づき算出した金額と実際の購入金額とのどちらか低い方を原則とする。



《今後の運用ルール》

例) 受注者からの請求の場合

実勢単価に基づき算出した金額と実際の購入金額とのどちらか低い方を原則とする。

ただし、実勢単価に基づき算出した金額を実際の購入金額が上回る場合は、受注者が対象材料について、実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該材料等の搬入の月を証明する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、妥当であると発注者が認めた場合に限り、**実際の購入金額を採用する。**

⇒ 実際の購入金額が適切な場合は実績払いが可能となる。

# 単品スライド対象工事と対象資材

## 【対象工事】

■ 契約履行中の工事及び新規契約工事で、当該契約の工期末から2ヶ月前までに、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を実施した工事が対象。

## 【対象資材】

品 目	材 料
①鋼材類	・H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料 【ただし、非鉄金属(アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等)は含まない】
②燃料油	・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
③アスファルト類	・ストレートアスファルト、改質アスファルト(高粘度バインダーを含む)
④その他	上記記載以外の工事材料についても日本国内の地域において工事材料の価格の著しい変動が認められ、変動額が工事の請負代金額に影響を及ぼす場合は、当該工事材料についても対象とすることができる。(例)アスファルト混合物 等

## ※単品スライド額の算定の対象とする品目

対象資材は、「品目ごとの変動分」が対象工事費の1%を超えるものが対象

(※ 「品目ごとの変動分」とは、鋼材類を例とすれば、H鋼、異形棒鋼・・・などの合計額である。なお、鋼材類、燃料油及びアスファルト類の変動額分の合計額が対象工事費の1%を超えるものを適用対象とする意味ではなく、鋼材類を例にとれば、その変動額分だけで対象工事費の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという趣旨である。)

# 【参考】単品スライド条項の導入経緯

- ・昭和24年の建設業法の制定に伴い、昭和25年の工事請負契約書の策定当初から、第26条(当時は第25条)に物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定。
- ・現在の第5項の単品スライド条項は、昭和56年に工事請負契約書に追加。

## 「単品スライド条項」

■昭和54年の第二次石油危機の発生時、原油価格が高騰したが、物価全体を上昇させたというわけではなく、一部の石油関連の建設資材のみが急上昇した。当時の約定では、一部の建設資材等の価格のみが変動し、契約締結後12か月を待たずして請負代金額が不相当となった場合の取扱いについては、必ずしも想定されていなかったことから、昭和55年にこのような状況に対応するための暫定措置として工事毎に「特約条項」を設けて対応された。

■現在の第26条第5項(「単品スライド条項」)は、昭和56年にこの「特約条項」が一般化され、工事請負契約書に規定されたものである。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

## 第26条

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

# 【参考】全体スライドと単品スライドの比較

		全体スライド (26条1～4項)	単品スライド (26条5項)	インフレスライド (26条6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 ※12ヶ月以上経過時点で残工期が2ヶ月以上ある場合に請求可能（実質は14ヶ月以上の工期）	スライド協議の請求日に残工期が2ヶ月以上あるすべての工事	スライド協議の請求日に残工期が2ヶ月以上あるすべての工事
条項(適用)の趣旨		長期間の工事における通常予見不可能な価格の変動に対する措置	特別な要因により主要な工事材料の著しい価格の変動に対応する措置 (単年度工事など全体スライドの対象とならない工事にも適用できる補完的措置)	賃金等の急激な変動に対する措置 (単年度工事など全体スライドの対象とならない工事にも適用できる補完的措置)
請負代金額の変更方法	対象	請求後の基準日における残工事量に対する <u>労務単価・工事材料等</u> 【価格水準全般の変動】	部分払いを行った出来高部分を除く <u>全ての工事材料</u> (鋼材類・燃料油類。アスファルト等) 【特定の資材価格の急激な変動】 ※請求・協議により全材料が対象となる。	請求時(基準日)の残工事量に対する <u>労務単価・工事材料等</u> 【価格水準全般の変動】
	受注者の負担	残工事費の <u>1.5%</u>	対象工事費の <u>1.0%</u> (ただし、全体スライドと併用の場合、全体スライド適用期間における負担はなし。インフレスライドとの併用の場合も同様)	残工事費の <u>1.0%</u> ※1%は契約書30条不可抗力による損害に準拠したもの(経営上最小限度必要な利益を損なわない)
	再スライド	可能 (全体スライド請求後、変動があれば12ヶ月経過後に再請求が可能)	なし(不要) (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内すべての資材を対象に最終数量確定後にスライド額を算出するため、再スライド請求を必要としない)	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用が可能)
これまでの適用事例		多数あり	<u>平成20年6月より適用可能</u>	昭和46年に運用通知 平成24年2月被災三県適用 <u>平成26年2月より全国適用可能</u>

# 【参考】工事請負契約書第26条

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

全体  
スライド

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日の翌日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、設計図書で定める基準日において、単価表記載の単価及び別途発注者と受注者とが協議して定めた単価に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から28日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の請求を行った日」とするものとする。

単品  
スライド

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

インフレ  
スライド

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日の翌日から28日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日の翌日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。